

現状でございますけれども、現在、これにつきまして配分等についてはまだ明確に示されておられません。今後、これがどのように配分されるのか、今月の末あたりになりなはいとわからなはいというふうな情勢でございます。そういう点で非常とこの動向が見え、わめろのが難しいわけでもございますけれども、その千三百億円の配当に對しまして努力をしていきたいというふうに考へております。

来年度につきましては財政調整交付金、現在、今年度は三分の一ほどが補助が参ったわけでもございますけれども、来年度はゼロという指示がございます。やはり大幅に見通しとしては暗くなるというふうな形でございます。国の補助金も削減されるというふうな現状でございます。

それから、将来の見通しでございますけれども、今申し上げました国で東京都の歳入状況が非常にわからなはいわけでもございます。そういうふうな状況でございまして、その結果が出次第、国保の運営協議会とか議会と御相談申し上げて、今の都度お諮りしていただきたいわけでもございます。東京都で申し上げますと保険者の保険税の課税状況によつて保険金の調整をするというふうなことも必要であるわけでもございます。

そういうことで私もそれらを踏まえて今後実施計画にも記載してございますけれども、三年計画を立てまして被保険者に對しまして応分の負担をしていただくというふうに考へております。なお、その税率につきましては定期的に税率を改定をお願い申し上げたいというふうなことでございます。

税の負担でございますけれども、二十三区におきましては均等割が現行で九千円でございます。それを六十一年度改めまして一万二千円と、二十六市の平均でございますけれども、六十一年度六千三百四十六円、福生市の場合には五千四百円というところでございます。

それから、限度額でございますけれども、二十三区は現行三十一万円でございます。それにつきまして三十五万円に改正、地方税法にばいの限度額に改正するというふうに聞いております。以上でございます。

○九番(上野重勝君) たいへん詳細に御説明をいただきましたが、六十一年度以降においても国庫補助金は依然として削減をするという国の方針であるというふうなお話でございます。そうするとますます国保財政というものは窮迫をしてくる。これを負担するには一般会計からの繰入金か、さもないれば保険料率の改定、

この二つ以外にはないと思います。

一般会計からの繰り入れというのは国保以外の市民にとつてみずと保険料の二重負担ともなりかねないので、ある一定の限度があろうかと思ひます。ほかの市でもやつておりますのでその程度のことではやむを得ないと思ひますけれども、余り高額な繰り入れはどれも難しい。そうなりますとあとは保険料率の改定ということになりますけれども、現段階で三年くらいは財政計画をつくら保険料の改定をどうおくとしようかな話でございするけれども、来年度以降どんなふうな計画をお持ちなのか。

それから、いま一つ、東京都の補助金について保険料率の極端に低いものについてはペナルティーを課する、いわゆる罰として補助金を削減するということのような説明といふか話も聞いておりますけれども、一体この内容はどうか。そして福生市はこれに適用されるかどうか、その辺をお伺いします。

○市民部長(古谷正夫君) 来年度以降の関係でございするけれども、改定でございしますが、一〇%以上の改定を年々計画していきたいといふふうに、一〇%台でございする、改正をしなければならぬといふふうに見込んでおります。これにつきましては、まだ私ども

も事務局の案でございまして、運協その他議会等ともお諮り申し上げておりますけれども、やはり一〇%台を税率の改定をしなければ国保財政がやういけなないんではないかといふふうに考へております。

それから、卸費の調整額でございしますが、現在、これはペナルティーといふふうに通称言われておりますが、卸費の調整額についてでございします。この補助金の要綱が大幅に改正されたのが六十年度の十月と、中途で改正されて要綱が示されたわけでございします。

その内容でございするけれども、二三区の課税状況を基準にといふふうなことでございします。二三区の課税状況を基準に、それに基づきまして三十三市町村の税の課税状況を見まして補助金の調整をいたしますといふことでございします。その補助金の調整をする率でございするけれども、賦課率五〇%以上のところについては調整はいたしませんといふふうなことでございします。福生市につきましては六十年度でございするけれども、賦課率四〇・二五%でございします。それで、その対象となりするのは課税限度額の算出方法と、それからた益割でございします。これは平等割と均等割を指すわけでございしますが、その二方式で算出されていただくわけでございします。

それで、それを試算させていただきますと、福生市で六十年年度では約三千七百万円ほどの調整率を課せられるだろうというふうに考えてあるわけでございます。これも元ほど申し上げましたとおりでございますが、国の一千三百億円の配分が決まってから後に東京都は配分をしたというふうなことで非常に短期的には四月以降になる人ではないかというふうに恐れてあるわけでございますが、これにつきましては市長会だとか町村会で至急に交付するよう運動をしております。そういうことで、現在の中には補正予算とは減額いたしてありますけれども、そういうふうな状況でございます。なお、これらにつきまして、また東京都の配分が決定次第、議会その他に御相談申し上げて御協議を賜ればというふうに考えております。

なお、今年度の、六十年年度のペナルティーの額の補正額については減額とさせていただきます。ただ、いってありますんで、なおかつ一層努力をさせていたただいてあるわけでございますが、さらに一層の努力をしたいというふうに考えておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

○九番(上野重勝君)　もう三回目でございますので、要望に答えて御質問いたしますが、今の補助金のペナルティーの問題、昨年の十二月から東京都が施行するという

ことなんです。通常、このようなペナルティーを課する場合にはもっと以前に指導す体系があって指導されておいて、その指導に準じない場合にはペナルティーを課しますよというものが上部団体としてのあり方だと思えます。それが去年の十月から財政事情が困惑したのでいきなりペナルティーをかけるというのは上部団体としては私は不適当なやり方だろうと思います。この点についてはひとつ市長の方も都に對して強くペナルティーを課さないよう要望をしていただきたいと思います。

それから、たまたま今ペナルティーの問題で二三区との比較の問題が出てきておりますが、六十年年度の場合には、福生は均等割が二千五百二十円、二三区は九千円というところでございますので、これは当然半分以下ですからかなり強いペナルティー、三千七百万円、こういう厳しい財政状況の中で三千七百万円というふうな減額とされるというこれは大変遺憾だと思います。したがって、これについてはぜひ減額とされないように、それから、さらに来年度以降につきましてもひとつこのペナルティーなど課されないような方法をとっていただきたいと思います。

それからまた、それとは反対に保険料は今度は来年度以降一〇%以上はアップしなきゃならないという大変厳しい御答弁をいただきました。保険料は抑えろ、

補助金は切られる、これは不合理な話でございますけれども、ひとつ保険料についてでもできるだけ市民の負担が少なくなるよう歳出の削減等を図っていただいでできるだけ保険料を上げたいように御要望を申し上げます。

なお、この件につきましては当然厚生委員会が御審議をいただくこととなりますので、厚生委員会の方で十分御審議賜りますようお願いを申し上げます。終わります。

○二十四番(関 米吉君)

一言だけ極めて簡単なことなのですが、今上野議員からいろいろと内容について質問がありましたけれども、特に第五各条の均等割二千五百二十円と五千四百円と倍の引き上げを図る、こういうようなことがあるわけですが、担当委員会が十分に御審議をいただきたいと思うんですが、こういった大幅な改定が含まれる提案理由が国民健康保険財政の安定を期し、かつ国民健康保険税の適正を図るためと書いてある。今まで国民健康保険税が全く適正でなかったと。だから適正を図るんだ。

普通、適正を図るといった場合、微調整のことと言っているわけですね。全く倍以上のことをやう適正を図ると言うたら今まで何をやっていたんだというふうな指摘になるのかと

思うんです。したがって国民健康保険税の安定を期するため、あるいは安定を図るため税率等の改定をしたので不条例を改正する必要があると、これなりするなりとする審議に入れるんだけれど、税の適正を図るんだと言ってですね、適正を図ると言うておいて倍以上の値上げということになる。今までどういうことか根拠でこの税が賦課されていたんだという疑問を持たざるを得ないわけですね。

こういったことについて、この提案理由の説明をこう書いたというこの理由は何なんですか。まあ、こういうふうなことは今後は改める気があるのか、ないのか、その点もあわせてちょっとお聞きしたいと思うんです。

○市民部長(古谷正天君)

国民健康保険税の適正を図るというふうなことでございまして、これは国民健康保険におきましては、ただいま申し上げました国庫補助の削減など、それから医療費の増大など、または所得の伸びが小さいというふうなことで、総合的な名称でこういうふうな形を含みまして、こういうふうな言葉を使わせていただいたわけでございます。これらについて御理解をいただきたいと思うわけでございまして、今後、これらについてまた検討をさせていただければと思っております。以上でございます。

○十七番(東田正治君) 一言ですが、限度額は六十一年度から国は三十七万円というのと聞いていたんですが、今の説明では郡内の二・三区は限度額が三十五万円というような話があったようで、あくまでも国の三十七万円が基準ではないか、その辺だと私は思っていたんですが、それによってペナルティーがかかるというふうに私は思っていました、実際、均等割はこの関東周辺では三十三万円を三十五万円に限度額を上げなければ九千万円のペナルティーをかけるというふうな話は、現実にはこの前視察に行つて聞いてきたんですが、東京郡はどうも財源が余りあり過ぎると一般会計から導入できるんだというふうな、そういうふうな安易な考え方がこういうふうな結果を招いてるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺のことをもう少し教えていただきたいと思います。

○市民部長(古谷正天君) 説明で不足いたしましたので申しわけがございせん。地方税法におきまして現在六十年度の限度額が三十五万円でございす。六十一年度四月一日以降、税法が改正されましたので三十七万円になるというふうなことでございすので、よろしく願ひ申し上げます。

○議長(森田治男君) なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九号は、厚生委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 一時まで休憩いたします。

午前十二時五十八分 休憩

午後一時一分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第八 議案第十号 福生市郡市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本会について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君登壇)

○建設部長(森田 進君)

御指名をいただきましたので議案第十号福生市郡
中公園条例の一部を改正する条例につぎまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、鍋ニ公園並びに睦公園を新たに設置したことに伴います改正
でございます。いずれも飯称熊川北公園、飯称熊川東公園として整備してま
いりました。この三月末をもって完成をいたします。

改正内容でございますが、別表の長沢公園の次に、名称鍋ニ公園、位置
福生市大字熊川七二番地の三及び名称睦公園、位置福生市大字熊川
四二番地の一とつぎ加えようとするものでございます。

附則につきましては、本条例は、昭和六十一年四月一日から施行しようとするもので
あります。

なお、飯称郡宮福王武蔵野台公園につきましては昭和六十年九月二日締結
した仮引き継ぎに関する覚書に基づき維持管理を行ってゐるものであります。が、
東京市の財産処分手続事務が若干ふくれつておりました。現在のところ地番、
面積等が確定しておりましたので今回御提案申し上げることのできませんでした。

が、今後、福生市に正式に譲与された段階で条例改正について御提案申し上げ
させていただきます。御了承のほどをお願い申し上げます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定賜りま
すようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(森田 治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番(小野沢 久君) この公園、今まだ工事中だと思ふんですが、睦公園だ

と思ふんですが、これは一六号へ出る所と思ふんですが、睦橋から一六号に向
かふの二・三号線じゃないかと思ふんですが、あの道は郡市計画道路で十八メートル
になる予定の道で入りますけども、工事をしてゐる現状を見ますと現在の道幅は二
に公園ができるように工事が進んでおりますけども、拡幅を含めたときの考え方
としてセットバックした方がよいのではないかという気がするんですが、設計

上はそういう配慮がしてあるのかどうかという点をお尋ねします。

○建設部長(森田 進君) 自席からお許しをいただきますので御答弁申し上げます。

御指摘のように郡市計画街路として一応整備計画がございます所に設置

してあります公園でございます。確かに現時点では現在の現道からすべて一応公園と、そういうふうな形の整備をしてございますが、将来の都市計画道路としての整備を予定をいたしまして、公園その他公共施設についてはその計画路線をよりでございます。現道に沿った部分については樹木等で公園という形の整備をさせてもらっている、そういう状況でございます。以上でございます。

○十三番(小野沢 久君)　そういうことでありますと将来的には十メートルに広がった場合でも樹木の移動等だけで十分対応ができるという設計になっているという理解はいたしますが、現状において本来拡張予定があるのであれば行政としてはやっぱりそれを民間より先にやって、地域住民にやっぱり、この道はこういうふうになるんだというアピールも含めた形での取り組みをすべきではないかと思うんですけれども、その辺、どうように考えますか。

○建設部長(森田 進君)　当面の問題といたしましては今回の整備公園については二千平米ほどの面積を有った公園でございますが、一応周囲の状況等を見まして、当面は公園として一応地域の人も利用していただく、そういうふうな配慮から全面積について公園という形の整備をさせていただいてあるわけでございます。

○十三番(小野沢 久君)　そういうことで、ですから、あの道が将来的に都市計画道路路として広がる予定がある人であるわけだから、今までの答弁では区画整理をやったという答弁をいただいておりますので早急にはできないと思っておりますけれども、広がるという予定があるのであればそれがいつになるかわかりませんけれども、近所の人たちに灯しても、この道はこうなりますよというふうな形として少しでも早く道を広がるような努力をすべきだと思いますが、そういう観点から立って、下げてない工事をしたわけがありますか、それはだから公園の面積ということはわかる人ですけれども、付近住民に灯してそういう最初からセットバックした形の方法もとれたのではないかと思っておりますけれども、その辺の考え方をお願いします。

○議長(森田治男君)　暫時休憩いたします。
午後一時七分　休憩

午後一時八分　開議

○議長(森田治男君)　休憩前に引き続き会議を開きます。
○建設部長(森田 進君)　本件については御案内のように基地対策事業というふ

うな形で整備もしてございます。そういうふうな関係もございまして、用地についても基地対策事業として補助金をちやうだいしてある、そういうふうな経過もございまして、そんなふうなことから全面積が公園というふうな形で整備になっておるわけでもございまして、一応公園のそういう実情もございしますので御理解いただきたいと思います。以上でございまして、(理解できなければ、後でやうくいたして呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) ほかになければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十号は、建設委員会に付託いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第十号は、建設委員会に付託することと決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第九議案第十一号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正夫君登壇)

○市民部長(古谷正夫君) 御指名をいただきましたので議案第十一号 福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回、改正しようとしたものは消防団員が災害等で出動した場合に支給される費用弁償の額の引き上げでございまして、

次に改正内容でございしますが、火災その他災害等訓練及び警戒のために出動した場合、現行では一回につき千二百円でございしますが、千五百円に改めようとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行は、昭和六十一年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございしますが、慎重審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本堂に於ける質疑を行います。

○九番(上野重勝君) 二条条例に関連として御質問申し上げます。

私は、昨年の三月の議会におきまして消防団条例が提案された際に、現在の消防団の組織並びに管轄区域は昭和二十四年に消防団が設置された当時に決められたものであり、福生市の現況と合致しないので、至急に検討すべきだという御意見を見申し上げまして、助役から十分に研究をいたしますという御回答をいただいておりますが、一年たちましたか、どんな指示を与え、どんな措置をとリ、どんな結果になりましたかお伺いいたします。

○助役(古谷徳男君) 自席からお答え申し上げます。

本件につきましては確かに昨年御指摘をいただき、その原則からいって、要望も再三ございまして、それに向ける内部で検討されておるわけではございますが、分団の設置という点になりましてこれは大きな団員の確保とか問題がございまして、そこでいかにいかに多量な施設となるような場所かあれば、そういう場所も一つの火災害のときの場所として集合場所とか、そういうものを線路向の地域にできるだけ設定するようにと、こういうことの研究をするよう担当の方へは話して

おりまして、それらに向ける現在どの場所とはまだはっきりしていませんけれども、そういう場所を今物色中と、こういう段階でございまして。

以上、具体化はまだしていませんけれども、お答えにさせていただきます。

○九番(上野重勝君) 現在の消防施設の状況を私が言うまでもありませんけれども、

青梅線より東側には全く消防施設がないわけですね。全部あるのは西側で五分団全部こちら側、消防署も全部こちら側です。したがって向こう側は全く火災に付いてあるいは消防について無防備の状態なわけです。しかも戦後急速に向こう側が發展して、現在、福王駅の東降客を見てもわかるように、東側の方がおられる人が多いわけです。したがって向こうの東側の方の市民の安全と財産の保護を図るためには私はどうしても向こうへ消防施設をつくらなくちゃならない。今、助役は防犯施設をつくる——備蓄庫は人々のことを言うと思いますが、備蓄庫じゃ火は消せないんです。だから、どうしても向こうへ私は消防施設を設けるべきであらうと思います。

しかし、今までの長い歴史を持つ消防団のことですから、なかなか大変だということはいわかります。これは消防団自体だけの問題でなくて、これは行政全般の責任でござい

ます。したがって、私は、市長を中心として議会あるいは町会長協議会あるいは消防団、消防経験者といったようなものを網羅したところの研究会なり審議会ををつくって検討すべきだろうというふうに考えております。これについての考え方をひとつお伺いしたいと思います。

それと、いま一つ、これは大変重大な問題なんです。ただいま助役からお話がありましたように、この問題については私だけでなく過半数に多くの議員から提言がなされているわけです。しかも昨年十二月に市民クラブから統一要望として私の方には市長に宛して東口に消防分団の設置ということとを要望申し上げてあるはずなんです。これは会派としての公式の要望です。これについて回答の中では検討しますとは書いてありますけれども、具体的には何ら触れてない。

それはそれでいいとして、ここに基本計画がございしますが、そのうち配ってもらったばかりの基本計画、この基本計画にも載っていないんです。これでは、やりますと言ったって基本計画にないものをどうしてやるんですか。まして実施計画なんか全然載っていない。

ところが、これは強い要望があったから載ったんでしようけれども、七十一ページ、第二節、婦人問題というのがございします。これは昭和五十七年に婦人問題に対する診療所

が採択をされ、そしてまた婦人団体の強い要望があったというものを載せたと思いますけれども、これを載せる人だったらどうして市民クラブの強い要望のあるものをこの基本計画の中に載せないんですか。御回答いたしたいと思っております。

○議長(森田治男君) 暫時休憩します。

午後一時十六分 休憩

午後一時二十五分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○助役(古谷徳男君) 説明が足りなくて申しあげておいて、確かにこれは今までの経過、そういう

ものの中で、これも分団をつくると、こういうこともなかなか困難な問題もございしますけれども、御要望の趣旨に沿ってなるべく早くそういう態勢がとれるよう努力してまいりたいと思っております。

それから、それに関連しましてとりあえずと申し上げますが、基本計画あるいは実施計画の中でそれに沿うての方策もとってございしますので、それらについては担当の部長の